

繁殖台帳 Web システムの利用者について

農家等の個人情報を取り扱うシステムのインフラは、個人情報保護並びに情報漏洩防止等情報セキュリティの観点から、ユーザ間との閉鎖的なネットワーク、プライベートネットワーク（VPN）を構築しています。繁殖台帳Webシステムも原則VPNをベースとしますが、数戸程度を支援する獣医師、授精師や情報分析センター指導者等にVPNの導入はシステム推進上ボトルネックになると想定できます。そこで、今般は暫定的に農家10戸を上限として、VPN（IPSec）を経由せず、インターネット接続から直接利用出来るようにしました。

なお、農家によっては疾病や投薬等作業内容を公開したくないということも考えられることから、農家自ら公開／非公開を設定出来るように今後システムを整備したいと考えています。今後は、IPSecよりも簡単に情報セキュリティが確保出来るインフラ等もあわせて検討して行きたいと考えています。

また、現行の獣医、授精師等のインターネット直接接続は、ID／パスワード／キー（ピンコード）等の脆弱なセキュリティとなっていますが、「このセキュリティで構わない」と農家が合意している場合は、10戸以上の利用も、今後は可能とするようシステムを整備したいと考えています。

1 検定組合の利用

- ①ブロードバンド回線使用 → 繁殖台帳 Web システム利用可
管轄下の全農家の閲覧可能
手続き不要
- ②ISDN回線使用 → 繁殖台帳 Web システム利用不可

2 検定農家の利用

- ①所属検定組合がブロードバンド回線使用
→ 繁殖台帳 Web システム利用可
自身のデータの閲覧可能
手続き不要
- ②所属検定組合がISDN回線使用
→ 所属検定組合の了解の下で
繁殖台帳Webシステム利用可能
(様式1号)

3 獣医師、授精師、検定員の利用

所属検定組合の了解（※1）の下で繁殖台帳Webシステムの利用が可能です。
10戸まで（※2）のデータの閲覧が可能となります。
手続き：（様式2号）

- ※1 獣医師、授精師については、牛群検定協力者として検定組合への登録が必要（システム開発中）です。
- ※2 10戸を越える場合は、検討中です。

4 県情報分析センターの利用

- ①ブロードバンド回線によるイントラ契約済
→ 繁殖台帳 Web システム利用可
管轄下の全農家の閲覧可能
手続き不要
- ②上記以外 → 繁殖台帳 Web システム利用不可

5 県情報分析センターに所属する指導員（※3）の利用

所属する県情報分析センターの了解（※3）の下で繁殖台帳Webシステムの利用が可能です。10戸まで（※4）のデータの閲覧が可能です。
手続き：（様式3号）

- ※3 指導員の位置づけ
県情報分析センターは、県内指導員名簿を作成のうえ様式3号に添付。
県情報分析センターと指導員の雇用関係等は不問です。
例）県情報分析センターが畜産試験場に設置されている場合であっても、
農協職員も指導員として登録可能。
県情報分析センターにおける県内指導員名簿を管理するシステムを
近く開発する予定です。
- ※4 10戸を越える場合は、検討中です。

6 その他

IDのセキュリティー管理上、半年間の未使用の場合、利用の継続を確認させて頂くこともあります。

県情報分析センターの県内指導体制下で指導を行う団体の
繁殖台帳Webシステムの利用に係る要領

社団法人家畜改良事業団
電子計算センター

1. 対象団体

原則として、県情報分析センターの下で酪農家を指導している団体とする。

- ・ 県の普及センター、農林事務所、家畜保健衛生所
- ・ 県内の農協、または農協の支所等

2. 利用申請書

- ・ 利用を希望する団体は、別添の様式5号を県情報分析センターに提出する。
- ・ 県情報分析センターは様式4号（様式5号の写しを添付）を家畜改良事業団に提出する。

3. 検定農家の同意

利用する検定農家の同意は、県情報分析センターが管理する。

4. ID、パスワードの発行・管理等

- ・ ID、パスワードは、団体毎に1つずつ発行する。
- ・ ID、パスワードは、家畜改良事業団から県情報分析センター宛に発行し、県情報分析センターから団体へ通知する。
- ・ 県情報分析センターは、団体のIDとパスワードを責任を持って管理するとともに団体にも責任を持って管理するよう指導する。
- ・ 団体は、第三者にID、パスワードを貸与してはならない。
- ・ インターネットで利用する場合、一つのIDで管理出来る農家数は10戸までとする。

5. 情報の管理

- ・ 本来は、複数農家の情報管理の観点から、イントラネット（USBキーを用いたIP-Sec VPNサービス）を活用した利用が望ましいが、当面は1ユーザあたりの農家数の上限を設けインターネットによる利用も可とする。
- ・ 県情報分析センターは、団体が情報管理を適正に行うよう指導し、団体が情報管理を適正に行っていないと判断した場合、その状況を家畜改良事業団に報告する。
- ・ 家畜改良事業団は、団体等が不正な利用を行っているとは判断した場合は、当該ユーザを強制的に削除することが出来る。
- ・ 家畜改良事業団は、本サービスによる情報の漏洩等利用者に生じる不利益についての責任は一切負わない。

6. その他

- ・ 県情報分析センターは、どの団体が、どの農家の情報を閲覧しているかについて、当該農家が所属する検定組合に周知する。